

令和7年度 企業で“歩こーで！” (西彼地区企業・団体対抗歩数競争)実施要領

1 趣旨

西彼保健所管内は、高血圧性疾患や肥満、メタボリックシンドロームの方の割合が高いことが課題である。

そこで、長崎県国保・健康増進課主催「令和7年度企業で“歩こーで！”(長崎県企業・団体対抗歩数競争)」に、より多くの西彼保健所管内の企業・団体の参加を得ることで、健康経営の取り組みを促進するとともに、従業員の運動のきっかけづくりや健康増進を図ることを目的とする。

2 対象イベント

長崎県国保・健康増進課主催「企業で“歩こーで！”(長崎県企業・団体対抗歩数競争)」の申し込み等の詳細は「令和7年度企業で“歩こーで！”(長崎県企業・団体対抗歩数競争)実施要領」のとおり。

3 イベントの周知先

西彼保健所管内の健康経営宣言事業所

西彼保健所地域・職域連携推進協議会委員

西彼杵医師会 西彼歯科医師会 長崎県立大学シーボルト校

長崎地域産業保健センター 西海市商工会 西そのぎ商工会

(株)大島造船所 長建工業株式会社 環境美化を考える会

長与町健康づくり推進協議会 長崎労働基準監督署 全国健康保険協会長崎支部

西海市 長与町 時津町 長崎県西彼保健所

その他西彼保健所管内の企業・団体

4 賞品進呈の対象

西彼保健所管内の企業・団体に対し、賞品を進呈する。

賞品進呈の対象となる順位、賞品等は令和7年10月中旬頃に西彼保健所ホームページで公表する。

なお、順位は令和7年度企業で“歩こーで！”(長崎県企業・団体対抗歩数競争)実施要領 第7審査基準により決定する。

5 主催

西彼保健所地域・職域連携推進協議会

長崎県西彼保健所

6 公表

参加企業・団体の順位の途中経過や最終結果は、西彼保健所ホームページで公表する。

7 事務局

本事業の事務は、長崎県西彼保健所が行う。

8 その他

この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

令和7年度 企業で“歩こーで！”（長崎県企業・団体対抗歩数競争）
実施要領

第1 趣旨

この要領は、「歩こーで！」（ながさき健康づくりアプリ）の企業登録機能を活用し、県内に本社または支社を有する企業・団体（国・地方公共団体を除く）で歩数競争を開催し、健康経営に取り組む企業・団体を促進するとともに、従業員の健康増進を図ることを目的とする。

第2 開催期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）までの1か月間とする。

第3 表彰の部門及び対象

以下の各部門の1位を知事が表彰する。なお、参加者全員に「歩こーで！」のポイントを100ポイント付与する。

（1）少数精鋭で「歩こーで！」部門

・県内の事業所で勤務する従業員数が50名未満の企業・団体

（2）多士済々で「歩こーで！」部門

・県内の事業所で勤務する従業員数が50名以上の企業・団体

第4 応募要件

次の各号のいずれにも該当する企業・団体であること。

（1）長崎県内に事業所が所在していること

（2）過去5年間に、重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けたことがないこと

（3）以下の①～⑤のいずれにも該当しないこと

①暴力団員等、又はこれらと密接な関係を有すること

②国税、地方税、社会保険料、労働保険料を滞納していること

③労働安全衛生法、健康増進法の規定に違反していること

④地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていること

⑤長崎県から指名停止措置を受けていること

第5 提出書類

第4(1)及び(2)の部門の応募者が提出する申込書及び添付書類は以下のとおりとし、提出書類の内容は、当表彰の広報等に使用する。なお、提出書類は原則として返却しない。

- ①企業で“歩こーで！”参加申込書(様式第1号)
- ②従業員数が判別できる書類

第6 申込期限

令和7年9月30日(火) 17時

(申込は令和7年10月8日(水)まで可能とするが、上記期限を過ぎてからの申込はオープン参加とし、表彰の対象外とする。)

第7 審査基準

以下の内容により各部門の順位を決定し、各1位について表彰する。

- (1)参加している企業・団体の令和7年10月の参加者1人当たりの平均歩数を算出(「歩こーで！」データから抽出)
- (2)(1)の平均歩数に以下の参加率に応じた数値を乗じる

【従業員の参加率の乗数】

参加率	乗数	参加率	乗数
100%	2	60%以上	1.2
90%以上	1.7	50%以上	1.1
80%以上	1.5	50%未満	1
70%以上	1.3		

【計算例】

平均歩数 6,000 歩/人 従業員数 100 人 うち参加者 70 人

$6,000 \times 1.3 = \underline{7,800}$ ←この値で順位を決定する。

第8 表彰式の時期及び場所

表彰式の時期及び場所については、後日決定する。

また副賞として、各部門1位の企業・団体の参加者に500ポイントを付与する。

第9 公表

参加企業・団体の順位の途中経過や最終結果は、長崎県ホームページで公表する。

第10 事務局

本事業の事務は、長崎県福祉保健部国保・健康増進課が行う。

第11 その他

この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、令和7年7月18日から施行する。